別表第9の2(第17条の2関係)

対象設備	設備区分	
端末系伝送路設備	メタルケーブル	加入者側終端装置～局舎側終端装置間に設置するもの(第一種公衆電話機を設置して提供する音声伝送役務のみに用いられるものに限る。)
公衆電話機	公衆電話機端末	公衆電話機端末(公衆電話ボックス及び端末設備の設置又は格納に必要な置台等の設備を含む。) 配線設備(公衆電話機端末～加入者側終端装置間に設置するものに限る。)